

猫捕獲器借受申請書

令和 年 月 日

島原市長 宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

猫の捕獲器を借り受けたいので、島原市飼い主のいない猫捕獲器貸出要領第 4 条の規定により申請します。
なお、借受に当たっては、下記事項を遵守します。

記

- （1）捕獲器の引き渡し、維持及び返納に要する費用は、すべて借受者において負担すること。
 - （2）捕獲器の設置は島原市内のみとし、市内に生息する飼い主のいない猫に対して、不妊手術を施すことを目的で捕獲すること以外の用途に使用しないこと。
 - （3）捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、所有者の承諾を得てから設置すること。
- ＜捕獲器設置予定場所＞

- （4）捕獲器の設置は、直射日光が当たる場所を避け、捕獲した猫が風雨にさらされないよう配慮すること。
- （5）捕獲器を設置している間は、設置者（借受者）の連絡先を捕獲器に表示すること。
- （6）捕獲器を設置している間は、1 日 1 回以上捕獲器を確認し、猫を捕獲した際は速やかに保護すること。
- （7）錯誤捕獲（目的の猫以外の捕獲）があった場合は、速やかに放獣又は適正な処理をすること。
- （7）捕獲器を第三者へ譲渡又は転貸しないこと。
- （8）捕獲器は清掃及び消毒を行い、借り受けた時を同程度の状態で返却すること。
- （9）捕獲器の使用により、借受者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、借受者がその責任を負うこと。

職員記入欄

1. 借受期間 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 借受物品 猫捕獲器 号機

貸付受付確認者